

NPO法人 水産業・漁村活性化推進機構
効率的な操業体制の確立支援事業業務要領細則

平成 28 年 3 月 2 日

この細則はNPO法人水産業・漁村活性化推進機構業務要領(平成 28 年 3 月 2 日付け水産庁長官承認)(以下「業務要領」という。)別添2の第14条に基づき、効率的な操業体制の確立支援事業(以下「本事業」という。)の運営に関する取扱い上必要な事項について定める。

第1 助成対象経費

業務要領別添2の第4条の助成対象経費については、消費税相当分は除くものとする。

第2 支援単価

事業実施者への支援単価については、広域委員会又は地域水産業再生委員会に属し、平成 25 及び 26 年度補正予算で省燃油活動推進事業を行った漁業用燃油特別対策の加入者(以下「補正事業における特別対策加入活動者」という。)の平成 27 年の燃油購入数量の合計(本事業を行わない者の数量は除く)の平均で判断するものとする。

第3 燃油購入数量

- 1 業務要領別添2の第5条第2項に規定する燃油購入数量は次のとおりとする。
- ① 再生委員会の燃油購入数量については、補正事業における特別対策加入活動者の年間(平成 27 年)の平均燃油購入数量により、次のように算定する。

年間の平均燃油購入数量 50KL 以下	年間燃油購入数量の合計×1/2
年間の平均燃油購入数量 50KL 超	年間燃油購入数量の合計×1/2×0.923※

※0.923 は原則であり、予算の状況に応じて変動する。

- ② ①の年間燃油購入数量の合計は、補正事業における特別対策加入活動者の平成 27 年の燃油購入数量の合計の範囲内(本事業を行わない者の数量は除く。)とする。

- ③ ただし、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用について(平成 27 年 2 月 3 日付け 26 水漁第 1296 号水産庁長官通知)の第 3 の 2 の(1)から(4)のいずれかに該当する者が、本事業を行う場合、次の要件の下、当該者の年間燃油購入数量を加えることができるものとする。

ア 広域委員会又は地域水産業再生委員会の年間燃油購入数量の合計が、補正事業における特別対策加入活動者の平成 27 年の燃油購入数量の合計(本事業を行わない者の数量も含む)を超えないこと。

イ 当該者の年間燃油購入数量は、原則として、平成 27 年の燃油購入数量とする。

第 4 助成金の交付

業務要領別添2の第6条第4項に規定する助成金の交付は、広域委員会又は地域水産業再生委員会から本法人にあらかじめ通知のあった銀行等の口座に本法人から送金することとする。

附則(平成 28 年 3 月 2 日)

この業務要領細則は、平成 28 年 3 月 2 日から施行する。